

議案第 3 号

狭山市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

狭山市監査委員に関する条例（昭和 5 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 4 3 条の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。